

令和3年4月26日開催

新庄市農業委員会第11回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（令和3年4月）議事録

1. 開催日時 令和3年4月26日（月）午前10時
2. 開催場所 新庄市民プラザ 小ホール
3. 出席委員（19名）

1番 浅沼 玲子	2番 笹 行也
3番 清水 哲夫	4番 間 真一
5番 田宮 成彦	6番 丹 茂
7番 星川 豊	8番 五十嵐 成生
9番 佐藤 啓右	10番 齋藤 謙二
11番 指村 貞芳	12番 三原 康志
13番 高山 光弥	14番 森 良一
15番 星川 吉和	16番 下山 秀一
17番 星川 秀男	18番 佐藤 喜代志
19番 早坂 浩樹	
4. 欠席した委員（0名）

5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名
- 日程第 2 議案第 39 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 40 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第 41 号 農用地利用集積計画について
- 日程第 5 議案第 42 号 買受適格証明願について
- 日程第 6 報告第 24 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 日程第 7 報告第 25 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 8 報告第 26 号 農業振興地域整備計画の変更について
- 日程第 9 報告第 27 号 地目変更登記に係る法務局からの照会について

6. 出席した事務局職員

事務局長 横山 浩 主 査 早坂 和弥
主 事 結城 美緒

7. 総会議長

浅沼 玲子

8. 会議の概要

○議長

それでは、これより令和3年度新庄市農業委員会第11回総会を開催いたします。総会に入る前に事務局より出席の確認をお願いいたします。

○事務局長

現在の出席委員は19名です。欠席通告者はありません。従いまして、現に在任する委員の出席者が過半数を上回っておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本第11回総会が成立していることをご報告申し上げます。

では会長に議長をお願いいたします。

○議長

それではこれより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例によりまして議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に7番星川豊委員と10番齋藤謙二委員の両

名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の早坂和弥君と結城美緒君をご指名いたします。以上で日程第1を終わります。

○議長

次に日程第2、議案第39号農地法第3条の規定による許可申請につきまして、ご提案申し上げます。ここで、星川吉和委員が関係委員となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、退席をお願いいたします。暫時休憩いたします。

<「星川吉和委員」退席>

○議長

休憩を解いて再開いたします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第39号農地法第3条の規定による許可申請につきまして、ご提案申し上げます。所有権移転7件、賃借権設定が6件、使用貸借権設定1件の計14件ございます。

(議案書を基に、申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連しまして、担当委員の方から現地調査の結果についてをご報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いいたします。

○12番

新庄地区1番につきまして、4月19日に双方に確認いたしました。〇〇さんが耕作するのが大変だということで、同じ集落の△△さんに作ってもらうことになりました。単価の方も双方合意で問題無いと判断いたしました。宜しく申し上げます。

○議長

それでは、新庄地区2番について調査報告をお願いいたします。

○12番

新庄地区2番。4月19日に双方に確認いたしました。農地法第18条第6項関連で〇〇さんが借りていたのを契約解除して、同じ地区の△△さんが借りるということで、単価も前と同じ契約内容で問題なしと判断いたしましたので、宜しく申し上げます。

○議長

それでは、新庄地区3番について調査報告をお願いいたします。

○9番

新庄地区3番につきまして、4月19日に双方に確認いたしました。〇〇さんのお父さんから△△さんに以前から話があったものですが、現地は高規格道路の残地的な形状で不成形であり、対価についても双方合意しており、問題無いと判断しましたので、宜しくお願いいたします。

○議長

それでは、新庄地区4番について調査報告をお願いいたします。

○2番

新庄地区4番につきまして、4月21日に確認いたしました。貸人〇〇さん、借人株式会社柿本商店でありまして、〇〇さんの方から会社の方に使用貸借権を設定したいとこのことです。借賃は無いのですが、水代を会社の方で持つということで、問題無いと判断しましたので、宜しくお願いいたします。

○議長

それでは、稲舟地区1番について調査報告をお願いいたします。

○13番

稲舟地区1番につきまして、4月20日に双方に確認いたしました。こちらは1枚の田に〇〇さんと△△さんの田が混雑している状態でありましたが、〇〇さんが離農をしつつあるということと、△△さんの作業効率が向上するという事で、単価も双方合意という事で問題無いと判断いたしました。宜しくお願いいたします。

○議長

それでは、稲舟地区2番について調査報告をお願いいたします。

○13番

稲舟地区2番につきまして、4月19日に双方に確認いたしました。〇〇さんの田を△△さんが以前から耕作していたということですが、〇〇さんが高齢ということもあり、家族と相談して、今回売りたいということと、△△さんの方も購入してもよいということで、双方合意に至ったそうです。単価の方が少し安いかと思われましたが、双方合意という事で問題無いと判断いたしました。宜しくお願いいたします。

○議長

それでは、稲舟地区3番について調査報告をお願いいたします。

○13番

稲舟地区3番につきまして、4月19日双方確認取りました。〇〇さんの田を以前に△△さんが耕作しておりました。△△さんの家の隣に〇〇さんのお父さんが、住んでおりましたが、昨年お亡くなりになったということで、これを機にというわけではないのですが、△△さんの方に買っていただけないかということで、△△さんの方が購入しても良いということで、単価の方も双方合意ということで、問題無いと思いますので、宜しくお願いします。

○議長

それでは、稲舟地区4番について調査報告をお願いいたします。

○13番

稲舟地区4番につきまして、4月19日双方確認取りました。〇〇さんの田を昨年まで別の方が耕作しておりましたが、諸事情で作れなくなり、〇〇さんの方が△△さんの方にお願いしたいということで、△△さんの方も引き受けてくれるということで、単価も双方合意ということで問題無いと思われまますので、宜しくお願いします。

○議長

それでは、稲舟地区5番について調査報告をお願いいたします。

○4番

稲舟地区5番につきまして、4月18日双方確認取りました。〇〇さんの農地を以前に耕作していた△△さんが亡くなり、次の耕作者に□□さんが決まりました。農地法第18条第6項関連であります。単価も双方合意ということで問題無いと思われまますので、宜しくお願いします。

○議長

それでは、稲舟地区6番について調査報告をお願いいたします。

○4番

稲舟地区6番につきまして、4月18日双方確認取りました。〇〇さんと△△さんは親戚関係にあります。〇〇さんは高齢のため、△△さんに耕作を依頼した案件でございます。単価も双方合意ということで問題無いと判断したので、宜しくお願いします。

○議長

それでは、次に萩野地区1番について調査報告をお願いいたします。

○10番

萩野地区1番について、4月18日に調査確認しました。〇〇さんが、以前から耕作している土地でありまして、△△さんから買って欲しいという依頼があり、双方合意の単価となったということであり、問題無いと判断いたしましたので宜しくお願いします。

○議長

それでは、次に萩野地区2番について調査報告をお願いいたします。

○10番

萩野地区2番について、4月18日に調査確認しました。この土地も〇〇さんが、以前から耕作している土地でありまして、△△さんから買って欲しいという依頼があり、双方合意の単価となったということであり、問題無いと判断いたしましたので宜しくお願いします。

○議長

それでは、次に萩野地区3番について調査報告をお願いいたします。

○10番

萩野地区3番について、4月18日に調査確認しました。事務局の説明のとおりで間違いありませんでしたので宜しくお願いします。

○議長

それでは、次に萩野地区4番について調査報告をお願いいたします。

○10番

萩野地区4番について、4月20日に調査確認しました。〇〇さんは、△△さんのお孫さんにあたり、今回新規就農で自分の土地として農業経営をするということで、贈与を受けるという案件でありまして、問題無いと判断しました。宜しくお願いします。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第39号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第39号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。ここで、退席委員の入場を認めます。暫時休憩いたします。

<「星川吉和委員」着席>

○議長

休憩を解いて再開いたします。

○議長

次に日程第3、議案第40号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第34号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区2件ございます。ご提案申し上げます。

(議案書を基に、申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連しまして、担当委員の方から現地調査の結果について、報告をお願いいたします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いいたします。

○8番

新庄地区1番について、4月20日に双方に確認しました。こちらの案件は、令和2年12月の「議案第21号農業振興地域整備計画の変更について」において議決された土地でありまして、転用事由も詳細のとおり間違いありませんでしたので宜しく申し上げます。

○議長

それでは、新庄地区2番について調査報告をお願いいたします。

○12番

新庄地区2番について、4月20日に調査確認しました。事務局説明のとおりであり、間違いありませんでしたので、宜しくお願いします。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第40号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第40号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

次に日程第4、議案第41号農用地利用集積計画についてを上程いたします。ここで、星川吉和委員、齋藤謙二委員が関係委員となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、退席をお願いいたします。暫時休憩いたします。

<「星川吉和委員、齋藤謙二委員」退席>

○議長

休憩を解いて再開いたします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第41号農用地利用集積計画につきまして、新庄地区5件、萩野地区3件、八向地区2件の合計10件ございます。議案書に基づきご説明いたします。

(議案書を基に計画内容を説明)

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

ご苦労様でした。それでは、これより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあり

ました賃借権設定10件について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

無いようですので、それではお諮りいたします。議案第41号農用地利用集積計画については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第41号農用地利用集積計画については、原案のとおり可決決定されました。ここで、退席委員の入場を認めます。暫時休憩いたします。

<「星川吉和委員、齋藤謙二委員」着席>

○議長

休憩を解いて再開いたします。

○議長

次に日程第5、議案第42号買受適格証明願についてを上程します。それでは、事務局より議案の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第42号買受適格証明願につきまして、萩野地区1件ございます。議案書に基づきご説明いたします。

(議案書を基に、申請内容を説明。)

なお、出願人は農地法第3条第2項各号の審査基準には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

どうもご苦労様でした。それでは、これより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のありました買受適格証明願について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

無いようですので、それではお諮りいたします。議案第42号買受適格証明願については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第42号買受適格証明願については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

それでは報告案件に入ります。

次に日程第6、報告第24号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

報告第24号農地法第3条の3第1項の規定による届出につきまして、新庄地区2件、稲舟地区4件、萩野地区3件、合計9件ございます。議案書に基づきご報告いたします。
(議案書を基に、報告内容を説明)

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第24号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第24号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

○議長

次に日程第7、報告第25号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

報告第25号農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、新庄地区2件、稲舟地区4件、八向地区2件の合計8件ございます。議案書に基づきご報告いたします。
(議案書を基に、報告内容を説明)

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第25号農地法第18条第6項の規定による通知について、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第25号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案の通り可決承認されました。

○議長

次に日程第8、報告第26号農業振興地域整備計画の変更についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

報告第26号農業振興地域整備計画の変更につきまして、新庄地区1件ございます。農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定により、意見を求められました。記載の内容について適当と確認しましたので報告いたします。よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第26号農業振興地域整備計画の変更について、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第26号農業振興地域整備計画の変更については、原案の通り可決承認されました。

○議長

次に日程第9、報告第27号地目変更登記に係る法務局からの照会についてを上程いたします。事務局より朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第27号地目変更登記に係る法務局からの照会について、新庄地区1件、萩野地区1件、合計2件ございます。議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を基に、報告内容を説明)

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第27号地目変更登記に係る法務局からの照会について、なにか質疑ございますか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第27号地目変更登記に係る法務局からの照会については、原案の通り可決承認されました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

これで、新庄市農業委員会第11回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和3年4月26日

新庄市農業委員会

議 長 浅沼 玲子

議事録署名委員 星川 豊

議事録署名委員 齋藤 謙二